

特定外来生物消毒基準等専門家会合 議事概要

1. 日時 平成26年5月27日(火) 14時～15時30分
2. 場所 一般財団法人 自然環境研究センター 7階 第1会議室
3. 出席者(委員) 伊藤 文紀、荻野 英明、河合 省三、中北 宏(五箇公一委員は欠席)(敬称略、50音順)
(環境省) 外来生物対策室長、外来生物対策室長補佐、外来生物対策係長、移入生物対策係長
(事務局) 自然環境研究センター(3名)
(オブザーバー) 農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 検疫業務班、日本くん蒸技術協会

4. 議事概要

○事務局より意見聴取要領(資料1) 特定外来生物消毒基準等専門家会合の運営方針(資料2) について事務局より説明。

- ・第3の2. の中の但し書き以下について、具体的にどのような想定か。

(事務局) 基本的にアリ類以外は想定外。例えばアリ類について今回の策定基準で生残し、新たに基準をつくる必要があるなど緊急性がある場合を想定。

○本会合の座長として、中北宏委員を選任。

○資料3について事務局より説明。

特に意見なし。

○資料4について事務局より説明。

- ・試験に用いられている薬量は吸着等を加味しているのか。

(事務局) 日本くん蒸協会から意見いただき、収着を考慮して補正薬量を用いている。

- ・蛹の自然死が50%を超えており、データとして使える、とはいえないのではないか。

- ・実際にはおそらく問題ないと思うが、蛹の自然史が多いのは、消毒基準策定の根拠資料としては説得力が落ちる。

(事務局) 理由ははっきりしないが、アリについては蛹を放置した状態だとそもそも生存率が低くなる可能性がある。今回、蛹だけを飼育されているコロニーからピックアップしてきて供試した。一つはピックアップ時の問題の可能性もある。もう一つは働きアリのケアがなくなったことの影響というのも考えられるかと思う。

- ・アリの場合には社会性昆虫で、働きアリに世話をしてもらわないと、卵も幼虫も蛹も何も出来ない。

- ・ 蛹をケアする成虫のアリが、くん蒸によって死滅するので、蛹に耐性があっても、自然死で大半が死ぬということでもあり、成虫がいない状況下では蛹も死ぬということで良いのではないか。

○資料5について事務局より説明。

- ・ 死亡を見る場合には、 LC_{50} では無く、もっと死亡率の高い LC_{95} 等でみるべき。
(事務局) 提示したデータは、今回の実験とは少し関係が無いものであるが、アリ類を含む種間の薬剤抵抗性の変異の大きさを見せるため、一例として示したもの。
- ・ 蛹は生き残るかもしれない。やっかいな問題が出てくると思う。
- ・ コントロールの死亡率がもっと小さくなるような条件で試験をするべき。
- ・ 植物防疫法では、薬剤の基準は、最も耐性の強い種を使って決めている。今回、アルゼンチンアリのデータを使って残りの3種も防除効果有りという解釈でよろしいか。
(事務局) 防除効果が有るとは言い切れないと思っている。アルゼンチンアリが消毒できることが分かっており、アリ類で薬剤感受性に100倍、1000倍の差があるといった知見も無いので、当面は今回試験をした消毒基準で運用を開始したいという趣旨。
- ・ できれば許可をもらって、3種の内の一歩問題の有りそうなヒアリを使ってやってもらいたい。
(オブザーバー) 植物検疫の場合、日本にいない種を輸入する大臣許可という制度はあるが極めて特殊ケース。非常に困難ではないか。
- ・ 実際のくん蒸にあたっては、むしろ、殺虫の確認をどうするかとか、残存ガス濃度をどう測るかとか、実際にガスを抜いた後どうなっているのか、といった点をどのように実施するかで、実際の侵入はある程度防げる気がする。行政をやっていたので、そのように感じる。
(事務局) 植防法の現場と同じような手続きを確実にしていきたい。全ての種について試験を実施することは難しいと考えている。今回は、アルゼンチンアリの試験をもって、この基準で運用を進め、現場では殺虫効果を確認し、順応的に対応していきたい。
- ・ 説明のあった基準で、働きアリが大体全部死んでしまうなら、蛹が生き残っても遠からず全て死ぬことは間違いない。だから、あまり蛹の結果のところに拘泥される必要は無いだろう。

女王が確実に死ぬ基準のほうが重要だったのかな、とも思うが、少なくともアルゼンチンアリとコカミアリでは女王だけでは最終的に死ぬから、働きアリが完全殺虫できることが明らかならそれでセーフではないかと思う。多少の生き残りがあっても、それが続くということはほとんどないと判断しても、ほぼ間違いない。

(事務局) 受精した生殖虫を発見するというのが実際的には非常に重要だが非常に難しい。消毒基準としては問題無いが、すり抜けて生殖可能な女王が入ってくるような場合

にどのようにそれを検出し、防除するかについての検討が、重要という認識はある。

- ・ここでデータとして載せられているものが、このアリの殺虫目的としては心配ない、という解釈は出来ると思うが。このデータは言わんとしているところには沿っていない。
- ・薬剤の殺虫効果というデータとして見てしまうと問題があるが、アリの特性上、それで国内で繁殖することはないという、現実問題として見れば全く問題ないだろう。

○資料6について事務局より説明。

- ・「逸出防止」というのは具体的にはどのような方法か。

(事務局) これは特にアリ類を想定している。ビニールシート等で密封し、確実に逸出しないだろうという担保を設ける行為を逸出防止措置と想定。密封出来ないものがあるれば、基本的にはくん蒸すること自体が逸出防止策になる。

- ・廃棄とは別に返送というのは考えないのか。

(事務局) 基本的に植物防疫法と同じ体系を考えており、積み戻しを「命令する」場合というのは基本的にはないと考えているところ。

○資料7について事務局より説明。

特に意見なし。

※会議後の意見聴取の結果、今後継続してアリ類の薬剤感受性についての情報を収集し、現場での消毒においては順応的に管理することを条件とした上で、現行の輸入植物検疫要綱等の基準をもって特定外来生物の消毒方法の基準案として採用することでよいと結論された。